

輪島市監査公表第43号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年11月29日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象施設

平成28年11月21日（月） 輪島市立大屋公民館

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

平成27年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、大屋公民館において実施監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金
- ・大屋公民館体験合宿事業補助金

(所管課：生涯学習課)

5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公民館は地域活動や連携の拠点であり様々な行事を工夫して実施していることを伺った。

○公民館は学習拠点というだけでなく、地域の憩いと交流の場として重要な役割があり、今後も地域住民の要望に応えた活動や子ども教室の充実、高齢者の健康維持を目指し事業を推進することを期待したい。

○公金や運営費などの現金の取扱いに関しては、事故防止の観点から現金保管は必要最小限に留めるようにし、預金通帳等の管理についても遺漏の無いよう心がけて頂きたい。また、職員が立替え払をすることが無いよう補助金申請日に留意し事業開始前に補助金交付がなされるよう事務処理の執行に配慮されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。